

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第182号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年9月16日 10時00分ごろ
発生場所	福山港 広島県福山市所在のJFEスチール福山港新涯導灯（前灯）から真方位015°1,100m付近 （概位 北緯34°28.1′ 東経133°24.6′）
事故等調査の経過	平成25年10月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <sup>かんのん</sup> 観音丸、199トン 141396、藤岡汽船有限会社 B 貨物船 <sup>えいふく</sup> 第十八栄福丸、199トン 133475、榎本海運有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海） B 船長B、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部ハンドレールに曲損 B 右舷船首部に擦過傷
事故等の経過	A船は、福山港一文字岸壁において、船首を南東方に向けて船尾着けで係留していたところ、平成25年9月16日10時00分ごろA船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、福山港一文字岸壁において、A船の左舷側に係留する際、船長Bが、台風通過後であったものの、風速が約7～8m/sであったので、船体が大きく振れ回ることはないものと思い、A船の左舷側約5mの所に船首を南東方に向けて船尾着けで係留した。 B船は、両舷錨を投下し、右舷錨鎖を2節（50m）及び左舷錨鎖を4節（100m）伸出して係留を続けていたところ、突風で船首が右舷側に振られ、B船とA船とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	B船は、空船で喫水が船首約1.0m、船尾約1.5mであった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	A なし、B あり A なし、B なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり</p> <p>A 船は、福山港一文字岸壁に係留中、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、福山港一文字岸壁において、A 船の左舷側に係留する際、船長Bが、台風通過後であったものの、風速が約7～8m/s であったので、船体が振れ回ることはないものと思ひ、A 船の左舷側約5mの所に係留したことから、風で船首が右舷側に振られ、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、福山港一文字岸壁において、A 船及びB 船が共に係留中、船長BがA 船の左舷側約5mの所に係留したため、風で船首が右舷側に振られ、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・係留する場合、気象及び海象を考慮し、他船から十分に距離を隔てて係留すること。</li> </ul>